

会場名	サブリーダー	
	役職	氏名
大阪国際会議場 12 階 グラントック	地区研修委員	川崎 壽(大阪中央)
	地区研修委員	簡 仁一(茨木)
<b>リーダー 役職・氏名</b>	地区研修委員	井川 孝三(八尾)
パストガバナー 岡部 泰鑑	地区研修委員	安井 一男(新大阪)
<b>議事録作成者</b>	担当副SAA 別所 健(大阪東)	

開会：( 15 時 30 分 )

発表者：リーダー パストガバナー 岡部 泰鑑

【記録内容】 基調講演「クラブ研修について」

RI 会長の考え方・方針“Making a difference”を各ロータリークラブのメンバーに研修を通じて伝達していただくことがクラブ研修リーダーの役割である。ロータリーの五大奉仕を見直していただきたい。ロータリアンの 4 つの責務を知らないクラブもある。そのため、大切なことは新人会員の研修であり、研修リーダーは新人会員に関わってほしい。

会員の平均年齢の高齢化に伴って事業が慣例化・マンネリ化しているのではないか。クラブの活動に柔軟性を持たせて活性化を計り、感動的な集まりにすべきではないか。

自分のクラブの活動内容・職業分野・年齢配分等の分析をして、そこから自クラブの良さ・悪さ、弱さ・強さを見出し、研修リーダーが Face to Face で改善の提案をしていくのが良いのではないか。研修リーダーは各委員会から色々な意見を聞き、また会員一人一人から意見を引き出して、クラブを改革していただきたい。

2016 年の RI 規定審議会において大きな変化が生じた。各ロータリークラブに自主性・裁量性を与え、クラブの活性化を目指すというものです。RI 規定審議会は 3 年に 1 度アメリカのシカゴで開催されています。

2016 年の「手続要覧」が発行されましたので、購入して勉強していただきたい。

決議案は、毎年決議審議会においてオンラインにより審議されている。ロータリーを良くしていくことに力を貸してください。

発表者：地区研修委員 川崎 壽

( 15 時 53 分 )

【記録内容】 「2016 年規定審議会 ロータリー規則改正 Q&A」

ロータリークラブ定款の 2016 年改正箇所について、新しい手続要覧ができました。

研修の中で質疑応答される場合が多いので、事前に各クラブから提出が想定される 14 の項目について Q&A 形式にして用意しましたので、確認していただきたいと思います。

Q1. 2016 年規定審議会によって改正された標準ロータリークラブ定款を自クラブ定款として採用するについて、各クラブとしてはどのような手続きが必要なのか。

→ 国際ロータリーの細則(第 2 条 2.030. 及び 2.030. 1.)により、自動的に各クラブの定款となるので、必要ありません。

Q2. クラブ定款第 3 条に「クラブの目的」が規定されたが、改正の趣旨は何か。

→ 「第 3 条 クラブの目的」の原文は「Article 3 Purpose」であるが、既存の第 5 条「目的」[Object]と区別するために、「クラブの」が補足されている。

Q3. クラブ定款第 6 条(五大奉仕部門)2. の奉仕の第二部門(職業奉仕)について、「自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えること」が加わったが、変更の理由は何か。

→ 職業奉仕について具体的な記載がなかったので、ここに加わった。皆さんは理解されていると思うが、ロータリーとして当たり前の感覚だった。

Q4. クラブ細則を改正して最低月 2 回まで例会回数を減らしてもよいことになったが(クラブ定款第 7 条)、更に、クラブ細則を変更せずに理事会決議だけで例会をとりやめることができる場合が以前より増えた(クラブ定款第 8 条第 1 節(C)取消)。どのように改正されたのか。

→ そもそも例会の回数は重要な問題であり、昔から月 2 回の例会という意見は多かった。

若い人達の入会と共に世の中の多様性を受け入れ、時代にあわせてクラブに柔軟性を持たせることになった。例会の意義を見直す良い機会でもあると思われる。

Q5. 会員身分につき、クラブ定款第 10 条第 1 節(全般的資格条件)と同じ規定が R I 定款第 5 条第 2 節にあり、(1)から(6)に具体的資格要件が規定されていた。今回の規定審議会で、この(1)から(6)がすべて削除されたが、大阪北 R C が提案した制定案(16-41)「仕事をしたことがない人が会員となることを禁じるよう会員基準を改正する件」はどうなったのか。

→ 無期留保となった。

Q6. 当クラブは会員数が少ないので、色々な委員会を設置することができない。最低限設置すべき委員会は何か。

→ 第 13 条第 7 節に記載してあります。

クラブ管理運営、会員増強、公共イメージ、ロータリー財団、奉仕プロジェクト。これらの委員会は有すべきである。

Q7. クラブ定款第 8 条第 3 節(理事会の会合)が新設されたが、クラブ理事会の議事録はすべて書面にして全会員に配付しなければならないのか。

→ 配付までは不要であるが、全会員が閲覧できるようにすべきである。

Q8. クラブ定款第 9 条(会員身分に関する規定の例外)により、会員の種類を正会員及び名誉会員の 2 種類とする規定(第 10 条第 2 節-種類)に従わないクラブ細則を定めることができることになったが、「準会員」「家族会員」「法人会員」等といった会員の種類をクラブ独自に定めても

よいのか。

→ サブカテゴリーとして追加することが可能です。

Q9. クラブ定款第 13 条第 4 節(役員)が改正されたが、どう変わったのか。役員と理事の違いは何か。

→ 違いはありません。

Q10. 入会金を規定していたクラブ定款第 14 条(会費)や第 15 条(会員身分の存続)から「入会金」の文字が削除されたが、クラブ細則で入会金を認めてもよいのか。

→ 問題ありません。

Q11. ロータリーアクターやロータリー学友、仕事をしたことがない人の入会を認める場合、職業分類はどうすべきか。

→ 第 11 条第 1 節のとおりです。仕事をしたことがない人の入会については、未だ R I から明確な回答はなされていない。

Q12. クラブ定款第 12 条第 3 節(出席規定の免除) (b)の読み方として、「一つまたは複数のクラブで少なくとも 20 年の会員歴」があれば、年齢との合計が 85 年以上でなくとも出席規定の適用免除申請ができるのではないかという意見があるがどうか。

→ ロータリー歴と年齢を足して 85 以上でなければ、免除会員にはなれないと思われま

Q13. 今回のロータリー規則変更によって、ロータリーの理念や本質は変わったのか。

→ 歴史的転換を迎え、多様性・柔軟性のもと維持・発展が求められていますが、基本理念の変更はありません。

Q14. 今年度から決議審議会が毎年オンラインで開催されることになったが、決議案(組織規定の改正ではなく、R I 理事会での検討を要請するもの)を提出する手続きについて。

→ 国際ロータリー細則第 8 条(決議審議会)に則って提出されます。

発表者：リーダー パストガバナー 岡部 泰鑑

( 16 時 45 分 )

【記録内容】 総括と閉会挨拶

クラブの責任が重くなって来ている。皆さんの才能によって素晴らしいクラブ運営をして下さい。ロータリーの基本理念は変わっていません。日本のロータリーは 100 年を迎え、多様性・柔軟性が各クラブに求められています。これからの 100 年をどうあるべきか、良識ある考え方の中でリーダーシップを発揮していただきたい。皆さんの責務を理解して下さい。

閉会 ( 17 時 00 分 )